

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請 (循環型社会推進課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)(二〇件) (農林水産経営支援課) 一
- 宮城県認証食品認証基準の改正(三八件) (食産業振興課) 四
- 保安林の指定の解除の予定(二二件) (森林整備課) 一八
- 道路の区域変更 (道路課) 一八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (危機対策課) 一九
- 県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課) 二一
- 開発行為に関する工事の完了(二二件) (建築宅地課) 二二

告 示

○宮城県告示第八百九号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - 名称 株式会社安部工業
 - 所在地 宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目三番四
 - 代表者の氏名 代表取締役 安部 竜司
 - 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目三番四、三番十六
 - 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破砕施設(令第七条第七号)
木くず又はがれき類の破砕施設(令第七条第八号の二)
 - 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
 - 申請年月日
平成二十九年八月十四日
 - 縦覧場所等
1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)
2 縦覧期間 平成二十九年九月二十二日から平成二十九年十月二十三日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
 - 意見書の提出期限等
1 提出期限 平成二十九年十一月六日
 - 提出場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)
 - 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)
- 宮城県告示第八百十号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第一百五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城第三加 入区	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 共第百二 号漁業権 の区域		宮城県漁 業協同組 合の気仙 沼地区支 所のうち 大島、沖 合、海岸 線、メー トル未 満の区域	平成二十九 年九月六日	気仙沼市磯草三百九十 七番地九 小野寺清次 気仙沼市外浜三十一番 地四 小松正治郎	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第九十三 条に規定する 漁業	六百四十四 人

○宮城県告示第八百一十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城第八加 入区	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 共第百五 号漁業権 の区域		宮城県漁 業協同組 合の気仙 沼地区支 所のうち 大島、沖 合、海岸 線、メー トル未 満の区域	平成二十九 年九月六日	気仙沼市最知南最知三 百十六一 小野寺哲男 気仙沼市岩月千岩田六 十六 齋藤喜一	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第九十三 条に規定する 漁業	三百八十八 人

○宮城県告示第八百一十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数

加入区 宮城第十四 加入区	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 共第百八 号漁業権 の区域		宮城県漁 業協同組 合の歌津 支所の地 区（海岸 線、メー トル未 満の区 域）	平成二十九 年九月六日	本吉郡南三陸町歌津字 田の頭五十四 高橋一郎 本吉郡南三陸町歌津字 阿部川二百七十五一 九 阿部松之助	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第九十三 条に規定する 漁業	八百五十六 人

○宮城県告示第八百一十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城第十六 加入区	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 共第百九 号及び共 第百十号 漁業権の 区域		宮城県漁 業協同組 合の志津 川支所の うち志津 川、沖合 、海岸線 、メー トル未 満の区 域	平成二十九 年九月六日	本吉郡南三陸町志津川 字松井田三十五一 渡辺公二 本吉郡南三陸町志津川 字権現二 高橋一男	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第九十三 条に規定する 漁業	四百四十九 人

○宮城県告示第八百一十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城第十八 加入区	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 共第百十 号及び共 第百十一 号漁業権 の区域		宮城県漁 業協同組 合の志津 川支所の うち志津 川、沖合 、海岸線 、メー トル未 満の区 域	平成二十九 年九月六日	本吉郡南三陸町戸倉字 寺浜三十六番地の一 遠藤太郎 本吉郡南三陸町戸倉字	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第九十三 条に規定する 漁業	二百七十四 人

の漁場の区域
地区のうち ち戸倉の 区域(海 岸線沖合 百メートル 未満の区 域)
藤浜百二十四番地 佐藤 英一
二百九十三号(第五十三条)に規定するあわびをとる漁業

○宮城県告示第八百十五号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号) 第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 第二十四 加入区	共第百十 五号漁業 権の区域	宮城県漁 業協同組 合の雄勝 町東部支 所のうち の地区(振 子の区域 沖合百メ ートル未 満の区域)	平成二十 九年九月 六日	石巻市雄 勝町振字 小浜百二 十二 高橋 守次 石巻市雄 勝町振字 東永沼一 十二 一 孝	漁業災害補 償法施行令 第九十三 号(第三十 九号)に規 定するあ わびをと る漁業	五十三人

○宮城県告示第八百十六号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号) 第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 第二十六 加入区	共第百十 五号漁業 権の区域	宮城県漁 業協同組 合の雄勝 町東部支 所のうち の地区(越 の区域)	平成二十 九年九月 六日	石巻市雄 勝町船越 字天香山 二十六 一 八 中里 孝一 石巻市雄 勝町船越 字荒四三 一 三 高橋 照雄	漁業災害補 償法施行令 第九十三 号(第三十 九号)に規 定するあ わびをと る漁業	百二人

あわびをとる漁業

○宮城県告示第八百十七号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号) 第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 第二十八 加入区	共第百十 五号漁業 権の区域	宮城県漁 業協同組 合の雄勝 町東部支 所のうち の地区(須 の区域 沖合百メ ートル未 満の区域)	平成二十 九年九月 六日	石巻市雄 勝町大須 字大須六 十四 一 三 須藤 重兵衛 石巻市雄 勝町大須 字大須九 十一 阿部 幸平	漁業災害補 償法施行令 第九十三 号(第三十 九号)に規 定するあ わびをと る漁業	百四十二人

○宮城県告示第八百十八号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号) 第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 第三十 加入区	共第百十 五号漁業 権の区域	宮城県漁 業協同組 合の雄勝 町東部支 所のうち の地区(沖 合百メ ートル未 満の区域)	平成二十 九年九月 六日	石巻市雄 勝町熊沢 字熊沢十二 阿部 利昭 石巻市雄 勝町熊沢 字熊沢五 十八 一 四 藤井 貢	漁業災害補 償法施行令 第九十三 号(第三十 九号)に規 定するあ わびをと る漁業	三十八人

○宮城県告示第八百十九号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 第三十 四加入 区	共第百十 五号漁業 権の区域	宮城県漁 業協同組 合の雄勝 町東部支 所の地区 のうち桑 浜の区域 （海岸線 沖合百メ ートル未 満の区域）	平成二十九 年九月六日	石巻市雄勝町桑浜字羽 坂三十三 一七 今野 忠夫 石巻市雄勝町桑浜字桑 浜四十七 永沼 信良	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第五十 三 に規定する あわびをと る漁業	四十二人

○宮城県告示第八百二十号

平成六年宮城県告示第五百九十五号（仙台牛の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二の表枝肉の項中「社団法人日本食肉格付協会」を「公益社団法人日本食肉格付協会」に改める。
第三中「次のとおり」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによる（ほか、次の表のとおり）」に改め、第三の表を次のように改める。

区 分	基 準
品 質	枝肉取引規格の表示等級が「A（表示基準値：72以上）」又は「B（表示基準値：69以上72未満）」のものであり、かつ、肉質等級の「脂肪交雑」、「肉色及び光沢」、「肉の縮まり及びきめ」及び「脂肪の色沢と質」がいずれも「5」のものとする。

表示 原料原産地及び その表示方法	「仙台牛」である旨の表示が、容器若しくは包装の見やすい箇所又は表示カード等を用いて、外部から見やすいところにしていること。
-------------------------	---

第五を次のように改める。

（販売管理）

第5 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守し、適切な販売管理を行うこと。

第六を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成六年宮城県告示第五百九十五号（仙台牛の認証基準）に基づき認証を受けている仙台牛は、改正後の平成六年宮城県告示第五百九十五号（仙台牛の認証基準）に基づき認証を受けた仙台牛とみなす。

○宮城県告示第八百二十一号

平成七年宮城県告示第九百号（杵つきもちの認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」と、「次」を「次の表」に改め、第三の表中「意味異臭」を「異味異臭」と、「特別表示事項」を「原料原産地」に改める。

第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成七年宮城県告示第九百号（杵つきもちの認証基準）に基づき認証を受けている杵つきもちには、改正後の平成七年宮城県告示第九百号（杵つきもちの認証基準）に基づき認証を受けた杵つきもちとみなす。

○宮城県告示第八百二十一号

平成七年宮城県告示第十号(干し柿の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三十中「次のとおりとする」や「食品表示基準(平成27年内閣府令第十号)に定めるところによるほか、次の表のとおりとする」に改める。第三の表を次のように改める。

品 名	区 分		基 準
	原 料 材	箱 詰	
食 品	食 材	味	酸化防止のために使用する二酸化硫黄以外のものを使用していないこと。
	食 材	香 味	香味及び色調が良好であり、かつ異味異臭がないこと。
質	形 状	物	形がおおむね揃っており、損傷がほとんどないこと。
	異 状	物	混入していないこと。
表 示	原 料 材	原 料 材	「宮城県産柿使用」等、宮城県産の柿を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

第四十中「製造管理責任者を配置し、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき」や「食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法令を遵守し」に改める。

第五を削る。
別記様式を削る。

附 則
(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成七年宮城県告示第十号(干し柿の認証基準)に基づき認証を受けている干し柿は、改正後の平成七年宮城県告示第十号(干し柿の認証基準)に基づき認証を受けた干し柿とみなす。

○宮城県告示第八百二十三号

平成八年宮城県告示第六百七十号(ナチュラルチーズの認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三十中「表示の基準は、次」や「品質表示の基準は、食品表示基準(平成27年内閣府令第十号)に定めるところによるほか、次の表」に改める。第三の表を次のように改める。

品 名	区 分		基 準
	原 料 材	乳	
食 品	食 材	原 料 材	宮城県内で搾取された生乳であること。
	食 材	原 料 材	1 次に掲げるもの以外のもので使用していないこと。 (1) 乳酸菌 (2) かび類 (3) ペニシリアム・カマンセルチイ、ペニシリアム・カゼイコ (4) ペニシリアム・ロツクツオルチイ (5) ラム (6) 酵素 (7) バクテリア (8) 食塩 (9) 香料 2 1の(4)及び(5)については全量宮城県内で搾取された生乳を使用したものであること。
表 示	原 料 材	原 料 材	安定剤(化学的合成品以外のものに限る。)以外のものを使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

第四十中「製造管理責任者を配置し、」を削る。「に基づき」や「等関係法令を遵守し」に改める。
第五を削る。
別記様式を削る。

附 則
(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成八年宮城県告示第六百七十号(ナチュラルチーズの認証基準)に基づき認証を受けているナチュラルチーズは、改正後の平成八年宮城県告示第六百七十号(ナチュラルチーズの認証基準)に基づき認証を受けたナチュラルチーズとみなす。

チュラルチーズの認証基準)に基づき認証を受けたナチュラルチーズとみなす。

○宮城県告示第八百二十四号

平成八年宮城県告示第六百七十一号(包装米飯の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定めるもののほか」を「品質表示の基準は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定めるところによるほか」に改める。

第四中「製造管理責任者を配置し、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき」を「食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法令を遵守し」に改める。

第五を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成八年宮城県告示第六百七十一号(包装米飯の認証基準)に基づき認証を受けている包装米飯は、改正後の平成八年宮城県告示第六百七十一号(包装米飯の認証基準)に基づき認証を受けた包装米飯とみなす。

○宮城県告示第八百二十五号

平成十年宮城県告示第十二百六十二号(あらゆる種類の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二中「調整」を「調整」及び「細断」を「裁断」に改める。

第三中「表示の」を「品質表示の」及び「加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)」を「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)」及び「次の表」に改め、第三の表中「特別表示事項」を「原料原産地」に改める。

第五を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十年宮城県告示第十二百六十二号(あらゆる種類の認証基準)に基づき認証を受けているあらゆる種類は、改正後の平成十年宮城県告示第十二百六十二号(あらゆる種類の認証基準)に基づき認証を受けたあらゆる種類とみなす。

○宮城県告示第八百二十六号

平成十一年宮城県告示第五百二十一号(凍り豆腐の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「表示の基準は、次のとおりとする」を「品質表示の基準は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定めるところによるほか、次の表のとおりとする」に改め、第三の表を次のように改める。

品 名	区 分		基 準
	原 料	大 豆	
質 料	食品添加物以外の原材料	食品添加物	宮城県内で生産された「丸大豆」であること。
表示	原料原産地及びその表示方法	丸大豆以外のものを使用していないこと。	豆腐用凝固剤(塩化カルシウム、塩化マグネシウム)以外のものを使用していないこと。 「丸大豆は宮城県産丸大豆(ミヤギシロメ)を使用」等、宮城県産の大豆を使用している旨を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

第四中「製造管理責任者を配置し、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき」を「食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法令を遵守し」に改める。

第五を削る。

別記様式を添付。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二の表ブルーコンの項³、ローズブルーコンの項³及びビョルターブルーコンの項³中「に切断し、又は薄切りしたもの」や「、スライス又はその他の形状に切断したもの」に改める。

第三中「表示に準ずるほか、次」や「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表」に改め、第三の表中

「 熟 成 期 間 」	熟成期間が5日以上であること。
「 原 料 肉 」	宮城県内で生産された健康な豚肉以外のものを使用していないこと。

「 原 料 肉 」 宮城県内で生産された豚肉以外のものを使用していないこと。

「特別表示事項」や「原料原産地」及び「記載することができる」や「記載していること」に改める。

第四中「関係諸法令」や「関係法令」に改める。

第五を削ぐ。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十三年宮城県告示第六百九十一号（ブルーコン類の認証基準）に基づき認証を受けているブルーコン類は、改正後の平成十三年宮城県告示第六百九十一号（ブルーコン類の認証基準）に基づき認証を受けたブルーコン類とみなす。

○宮城県告示第八百三十一号

平成十三年宮城県告示第六百九十二号（アイスクリームの認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

題名中「アイスクリーム」や「アイスクリーム類」に改める。
第一中「アイスクリーム」や「アイスクリーム類（アイスクリーム、アイスマイルク及びラクトアイス）」に改める。

第三の表を次のように改める。

用 語	定 義
アイスマイルク	次に掲げるものをいう。 1 乳又はこれを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたものであって、乳固形分を30%以上含むもの（糖乳を除く。）をいう。 2 コーヒー、果実（くりを含む。以下同じ。）又はその加工品、チョコレート、下「風味アイスクリーム」という。）
アイスクリーム	アイスクリーム類のうちアイスクリームとして販売するものをいう。
アイスマイルク	アイスクリーム類のうちアイスマイルクとして販売するものをいう。
ラクトアイス	アイスクリーム類のうちラクトアイスとして販売するものをいう。

第三の表以外の語句は次のように改める。

アイスマイルク類の品質及び品質表示の基準は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表のとおりとする。

第三の表中

「 表 示 」	原料重量に対する割合 生乳重量の割合	風味原料を加える前の原料重量（ベース）に対する生乳重量の割合が65%以上であること。
「 表 示 」	特別表示事項及びその表示の方法	「宮城県産生乳使用」等、宮城県内で搾乳された牛の乳を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載することができる。

「 表 示 」	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産生乳使用」等、宮城県内で搾乳された牛の乳を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
---------	---------------	---

改める。

第四中「関係諸法令」や「関係法令」に改める。

第五を削ぐ。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十三年宮城県告示第六百九十二号(アイスクリームの認証基準)に基づき認証を受けているアイスクリームは、改正後の平成十三年宮城県告示第六百九十二号(アイスクリーム類の認証基準)に基づき認証を受けたアイスクリーム類とみなす。

○宮城県告示第八百三十三号

平成十四年宮城県告示第七百四十八号(宮城県産仙台味噌の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第四中「みそ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1664号)、販売店店頭におけるみその表示について(昭和49年11月11日49食流第5591号農林省食品流通局長・食糧庁長官連名通達)に準ずるほか、次」を「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定めるところによるほか、次の表」に改め、第四の表中「特別表示事項」を「原料原産地」に「記載する」と改め、「記載している」と改め、第五中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第六を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十四年宮城県告示第七百四十八号(宮城県産仙台味噌の認証基準)に基づき認証を受けている宮城県産仙台味噌は、改正後の平成十四年宮城県告示第七百四十八号(宮城県産仙台味噌の認証基準)に基づき認証を受けた宮城県産仙台味噌とみなす。

○宮城県告示第八百三十三号

平成十五年宮城県告示第七十一号(豆腐の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)を「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)」に「次」を「次の表」に改め、第三の表中

表 示	表 示 禁 止 事 項
細 菌 数 等	製品の細菌試験結果が次の基準を満たしていること。 1 腸菌数が100,000以下であること。 2 大腸菌群が陰性であること。 3 食中毒原因菌が陰性であること。
固 形 分	もめん豆腐、きぬごし豆腐、寄せ豆腐及びソフト豆腐にあつては、10%以上であり、やき豆腐にあつては、17%以上であること。
特別表示事項及びその表示方法	「宮城県産丸大豆100%使用」等、宮城県内で生産された丸大豆を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。
表 示	加工食品品質表示基準第6条各号に定めるところによる。

表 示	表 示 禁 止 事 項
固 形 分	もめん豆腐、きぬごし豆腐、寄せ豆腐及びソフト豆腐にあつては、10%以上であり、やき豆腐にあつては、17%以上であること。
原料原産地及びその表示方法	「宮城県産丸大豆100%使用」等、宮城県内で生産された丸大豆を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

改める。

第四中「行う」とともに、2ヶ月に1回以上の衛生検査を実施すること」と「行うこと」に改め、第五を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十五年宮城県告示第七十一号(豆腐の認証基準)に基づき認証を受けている豆腐は、改正後の平成十五年宮城県告示第七十一号(豆腐の認証基準)に基づき認証を受けた豆腐とみなす。

○宮城県告示第八百三十四号

平成十五年宮城県告示第七十二号(油揚げの認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中 「加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に準ずるほか、次」
や「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表」及び「第三の
表中「特別表示事項」や「原料原産地」及び「記載する」や「記載している」及び「
第四を次のように改める。
（製造管理）

第4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。
第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十五年宮城県告示第七十二号（油揚げの認証基準）に基づ
き認証を受けている油揚げは、改正後の平成十五年宮城県告示第七十二号（油揚げの認証基準）に
基づき認証を受けた油揚げとみなす。

○宮城県告示第八百三十五号

平成十五年宮城県告示第七十三号（生いもこんにゃくの認証基準）の一部を次のように改正したの
で、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条
第二項の規定により公表する。
平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中 「加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に準ずるほか、次」や「食品
表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表」及び「第三の表中

表	特別表示事項及びその表示方法	「宮城県産こんにゃくいも100%使用」等、宮城県内で生産されたこんにゃくいもを使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。
	表示禁止事項	次に掲げる事項を表示してはいけないこと。 (1) 一括表示事項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

表	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産こんにゃくいも100%使用」等、宮城県内で生産されたこんにゃくいもを使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
---	---------------	--

改める。

第四中 「関係諸法に基づき」や「関係法令を遵守し」及び「
第六を削る。
附 則

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十五年宮城県告示第七十三号（生いもこんにゃくの認証基
準）に基づき認証を受けている生いもこんにゃくは、改正後の平成十五年宮城県告示第七十三号（生
いもこんにゃくの認証基準）に基づき認証を受けた生いもこんにゃくとみなす。

○宮城県告示第八百三十六号

平成十五年宮城県告示第七十四号（納豆の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認
証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定
により公表する。
平成二十九年九月二十二日

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中 「品質表示基準は、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に
準ずるほか、次」や「品質表示の基準は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところ
によるほか、次の表」及び「第三の表中

内 容	食品添加物	使用していないこと。
	食 量	表示重量に適合していること。
表	食品添加物	使用していないこと。
	特別表示事項及びその表示方法	「宮城県産大豆100%使用」等、宮城県内で生産された大豆を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

示	表示禁止事項	次に掲げる事項を表示していないこと。 (1) 一括表示事項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
---	--------	---

表示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産大豆100%使用」等、宮城県内で生産された大豆を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
----	---------------	--

改める。

第四中「製造管理責任者を配置し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係諸法令に基づき」を「食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守し」と改め、第五を削る。

附則

(施行期日)

- この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十五年宮城県告示第七十四号（納豆の認証基準）に基づき認証を受けている納豆は、改正後の平成十五年宮城県告示第七十四号（納豆の認証基準）に基づき認証を受けた納豆とみなす。

○宮城県告示第八百三十七号

平成十六年宮城県告示第四百三号（ずんだ餅の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律で定める加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に準じるほか、次」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表」に改め、第三の表中

「表	特別表示事項及びその表示の方法	「もち米、えだまめは宮城県産のものを使用しています」等、宮城県産のもち米及びえだまめを使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
」		次に掲げる事項は、表示していないこと。事項の内容と矛盾する

示	表示禁止事項	する用語 (2) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
---	--------	---

表示	原料原産地及びその表示方法	「もち米、えだまめは宮城県産のものを使用しています」等、宮城県産のもち米及びえだまめを使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
----	---------------	--

改める。

第五を削る。

附則

(施行期日)

- この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十六年宮城県告示第四百三号（ずんだ餅の認証基準）に基づき認証を受けているずんだ餅は、改正後の平成十六年宮城県告示第四百三号（ずんだ餅の認証基準）に基づき認証を受けたずんだ餅とみなす。

○宮城県告示第八百三十八号

平成十七年宮城県告示第五百十三号（しそ巻き（みそ）の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「定めるもののほか、次」を「定めるところによるほか、次の表」に改める。
第五を削る。

附則

この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

○宮城県告示第八百三十九号

平成十七年宮城県告示第五百十四号（乾めん類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三十「加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）及び乾めん類品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1639号）」や「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」で「次の」や「次の表の」に改め、第三の一の表表示禁止事項の項及び第三の二の表表示禁止事項の項を削る。第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十七年宮城県告示第五百十四号（乾めん類の認証基準）に基づき認証を受けている乾めん類は、改正後の平成十七年宮城県告示第五百十四号（乾めん類の認証基準）に基づき認証を受けた乾めん類とみなす。

○宮城県告示第八百四十号

平成十七年宮城県告示第五百十五号（生めん類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三の一及び二以外の部分を次のように改める。

容器包装に入れられて販売されている生めん類の品質及び品質表示の基準は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表のとおりとする。

第三の一の表中

表 示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」、「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
	表示禁止事項	加工食品品質表示基準第6条各号に定めるところによる。また、生めん類の表示に関する公正競争規約第6条の各号及び公正競争規約施行規則第3条に準じる。

表 示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」、「宮城県〇〇産」等の宮城県産であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
-----	---------------	---

改め、第三の二の表中、

表 示	原料原産地及びその表示方法	第3の1の原料原産地及びその表示方法の基準と同じ。
	表示禁止事項	第3の1の表示禁止事項の基準と同じ。

※そば粉の配合割合は、生めん類の表示に関する公正競争規約第2条第3項の規定による。」

表 示	原料原産地及びその表示方法	第3の1の原料原産地及びその表示方法の基準と同じ。
-----	---------------	---------------------------

改め、第三の三の表及び第三の四の表中

表 示	原料原産地及びその表示方法	第3の1の原料原産地及びその表示方法の基準と同じ。
	表示禁止事項	第3の1の表示禁止事項の基準と同じ。

表 示	原料原産地及びその表示方法	第3の1の原料原産地及びその表示方法の基準と同じ。
-----	---------------	---------------------------

改める。

第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十七年宮城県告示第五百十五号（生めん類の認証基準）に基づき認証を受けている生めん類は、改正後の平成十七年宮城県告示第五百十五号（生めん類の認証基準）に基づき認証を受けた生めん類とみなす。

○宮城県告示第八百四十一号

平成十八年宮城県告示第五百十四号（湯通し塩蔵わかめの認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三十「加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）及び塩蔵わかめ品質表示基準

〔平成12年農林水産省告示第1663号〕や「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」及び「次」や「次の表」に於て、第三の表中

「 表 特別表示事項及び その表示方法	「宮城県産」又は「宮城県〇〇浜産」等、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
示 表示禁止事項	加工食品品質表示基準第6条各号及び塩蔵わかめ品質表示基準第6条各号に定めるところによる。

を

「 表示 原料原産地及び その表示方法	「宮城県産」又は「宮城県〇〇浜産」等、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
------------------------------	--

に

改める。

第五を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の平成十八年宮城県告示第五百四号（湯通し塩蔵わかめの認証基準）に基づき認証を受けている湯通し塩蔵わかめは、改正後の平成十八年宮城県告示第五百四号（湯通し塩蔵わかめの認証基準）に基づき認証を受けた湯通し塩蔵わかめとみなす。

○宮城県告示第八百四十二号

平成十九年宮城県告示第二百五十九号（乾のり・焼きのりの認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準は、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に定めるところによるほか、次」や「品質表示の基準は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表」に於て、第三の表中「宮城県漁業協同組合」や「宮城県漁業協同組合」に

「 示 その他の事項	食品のりの表示に関する公正競争規約（公正取引委員会告示）の定めに従うこと。
表示禁止事項	加工食品品質表示基準第6条各号に定めるところによる。

を

「
示
その
他の
事項
示
食品のりの表示に関する公正競争規約（公正取引委員会告示）の定めに従うこと。

改める。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の平成十九年宮城県告示第二百五十九号（乾のり・焼きのりの認証基準）に基づき認証を受けている乾のり・焼きのりは、改正後の平成十九年宮城県告示第二百五十九号（乾のり・焼きのりの認証基準）に基づき認証を受けた乾のり・焼きのりとみなす。

○宮城県告示第八百四十三号

平成二十年宮城県告示第二百四十三号（みやぎの純米酒の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準」や「品質表示の基準」に「に定めるところのほか、次」や「及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表」に於て、第三の表中「使用していないこと」の次に「ただし、製造過程で使用する加工助剂についてはこの限りでない。」を加える。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十年宮城県告示第二百四十三号（みやぎの純米酒の認証基準）に基づき認証を受けているみやぎの純米酒は、改正後の平成二十年宮城県告示第二百四十三

号（みやぎの純米酒の認証基準）に基づき認証を受けたみやぎの純米酒とみなす。

○宮城県告示第八百四十四号

平成二十年宮城県告示第二百四十四号（果実等飲料の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「（平成8年農林水産省告示第383号）」や「（平成8年農林水産省告示第388号）」に「（平成10年農林水産省告示第1076号）」や「（平成10年農林水産省告示第1075号）」に代り、「トマト加工品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1632号）、たんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1634号）」や加り、「果実飲料品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1633号）」や「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」に「のほか、次」や「によるほか、次の表」に代り。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十年宮城県告示第二百四十四号（果実等飲料の認証基準）に基づき認証を受けている果実等飲料は、改正後の平成二十年宮城県告示第二百四十四号（果実等飲料の認証基準）に基づき認証を受けた果実等飲料とみなす。

○宮城県告示第八百四十五号

平成二十年宮城県告示第二百四十五号（蒸し・ゆで魚介藻類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準」や「品質表示の基準」に「ところの」を「ところによる」に改める。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附 則

この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

○宮城県告示第八百四十六号

平成二十年宮城県告示第二百四十六号（くん製魚介類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準は、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に定めるところのほか、次」や「品質表示の基準は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表」に改める。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十年宮城県告示第二百四十六号（くん製魚介類の認証基準）に基づき認証を受けているくん製魚介類は、改正後の平成二十年宮城県告示第二百四十六号（くん製魚介類の認証基準）に基づき認証を受けたくん製魚介類とみなす。

○宮城県告示第八百四十七号

平成二十年宮城県告示第二百四十七号（焼き魚介類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準は、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に定めるところのほか、次」や「品質表示の基準は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表」に改める。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十年宮城県告示第二百四十七号(焼き魚介類の認証基準)に基づき認証を受けている焼き魚介類は、改正後の平成二十年宮城県告示第二百四十七号(焼き魚介類の認証基準)に基づき認証を受けた焼き魚介類とみなす。

○宮城県告示第八百四十八号

平成二十年宮城県告示第二百四十八号(塩蔵等魚介類の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準は、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)又は加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1660号)に定めるところのほか、次」を「品質表示の基準は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定めるところによるほか、次の表」に改める。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十年宮城県告示第二百四十八号(塩蔵等魚介類の認証基準)に基づき認証を受けている塩蔵等魚介類は、改正後の平成二十年宮城県告示第二百四十八号(塩蔵等魚介類の認証基準)に基づき認証を受けた塩蔵等魚介類とみなす。

○宮城県告示第八百四十九号

平成二十年宮城県告示第二百四十九号(乾(干)し魚介藻類の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準は、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)に定めるところのほか、次」を「品質表示の基準は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定めるところによるほか、次の表」に改める。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十年宮城県告示第二百四十九号(乾(干)し魚介藻類の認証基準)に基づき認証を受けている乾(干)し魚介藻類は、改正後の平成二十年宮城県告示第二百四十九号(乾(干)し魚介藻類の認証基準)に基づき認証を受けた乾(干)し魚介藻類とみなす。

○宮城県告示第八百五十号

平成二十一年宮城県告示第二百八号(魚介藻類佃煮・甘露煮等の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)に定めるところ」を「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定めるところ」に改める。

第五を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十一年宮城県告示第二百八号(魚介藻類佃煮・甘露煮等の認証基準)に基づき認証を受けている魚介藻類佃煮・甘露煮等は、改正後の平成二十一年宮城県告示第二百八号(魚介藻類佃煮・甘露煮等の認証基準)に基づき認証を受けた魚介藻類佃煮・甘露煮等とみなす。

○宮城県告示第八百五十一号

平成二十一年宮城県告示第二百九号(農産物漬物の認証基準)の一部を次のように改正したので、

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）及び農産物漬物品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1747号）に定めるもののほか」と「及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか」に改める。

第四中「その他関係諸法令」を「等関係法令」に改める。

第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十一年宮城県告示第二百九号（農産物漬物の認証基準）に基づき認証を受けている農産物漬物は、改正後の平成二十一年宮城県告示第二百九号（農産物漬物の認証基準）に基づき認証を受けた農産物漬物とみなす。

○宮城県告示第八百五十二号

平成二十三年宮城県告示第六十二号（漬け魚介藻類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に定めるもの」と「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによる」に改める。

第四中「その他」と「等」に改める。

第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十三年宮城県告示第六十二号（漬け魚介藻類の認証基

準）に基づき認証を受けている漬け魚介藻類は、改正後の平成二十三年宮城県告示第六十二号（漬け魚介藻類の認証基準）に基づき認証を受けた漬け魚介藻類とみなす。

○宮城県告示第八百五十三号

平成二十三年宮城県告示第六十三号（漬け肉類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に定めるもののほか」と「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか」に改める。

第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十三年宮城県告示第六十三号（漬け肉類の認証基準）に基づき認証を受けている漬け肉類は、改正後の平成二十三年宮城県告示第六十三号（漬け肉類の認証基準）に基づき認証を受けた漬け肉類とみなす。

○宮城県告示第八百五十四号

平成二十七年宮城県告示第四百八十六号（甘酒の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準」と「品質表示の基準」に「定めるもの」と「定めるところによる」に改める。

第四中「関係諸法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附 則

この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

○宮城県告示第八百五十五号

平成二十七年宮城県告示第四百八十七号（海水塩の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「定めるもの」を「定めるところ」に改める。

第四中「関係法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附則

この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

○宮城県告示第八百五十六号

平成二十八年宮城県告示第二百八十二号（果実酒の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準」を「品質表示の基準」に、「次の」を「次の表の」に改め、第三の表中「掲げる」を「掲げるもの」に改める。

第四中「関係法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附則

この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

○宮城県告示第八百五十七号

平成二十八年宮城県告示第二百八十三号（焼菓子類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「品質表示基準」を「品質表示の基準」に、「次の」を「次の表の」に改め、第三の表中「掲げる」を「掲げるもの」に改める。

第四中「関係法令」を「関係法令」に改める。

第五を削る。

附則

この告示は、平成二十九年九月二十二日から施行する。

○宮城県告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市大曲字関の内一五六の四、一五七の二、一五八の二、二〇六の二、二〇七の二、二〇八の二、二六二の二、字上納前二九の四、三〇の二、三一の二、八七の二、八八の二、一四二の二、一四三、一四四の四、字道下一〇三の五、一〇四の五、一〇五の三、一〇六の五、一八二の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市大塚字大東三六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大鳥沢辺線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	五・一	七・三	三四・四
五・四	一六・七	三四・四		

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 総合防災情報システム等改修業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間 契約締結の日から平成三十年三月十六日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町地内 外
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
 - 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百五号）附則第二条による

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 過去五年間に、国又は都道府県が発注する総合防災情報システムの整備又は改修業務を元請けとして履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であつた場合に限る。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」と

いう。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三三)へ平成二十九年十月十一日(水)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部危機対策課防災対策班(担当 佐々木 靖 電話〇二二一二一一一三三七五)

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年十月四日(水)午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、

参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十九年十月二十五日(水)午前九時から平成二十九年十月三十一日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年十月三十一日(火)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ。

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達するよう提出すること。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年十一月一日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎五階危機管理センター

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、委託期間の総額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Upgrading of the General Information Network System for Disaster Response and other systems (1 Set)

2 Contract Period : From contract settlement date to March 16, 2018

3 Place of Delivery : Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, Japan and other locations

4 Deadline for Bid Submission : October 31, 2017, 5 : 00 p.m.

5 Place and Time of Bid Selection : November 1, 2017, 10 : 00 a.m., Crisis Management Center, 5th floor, Miyagi Prefectural Government Office Building

6 Contact Information : Yasushi Sasaki, Disaster Response Policy Section, Crisis Measures Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, T.el.: 022-211-2375

○県宮平埜地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市

計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
牡鹿郡女川町横浦字横浦三五番一の一部、五十八番一の一部、七十四番一の一部、七十七番一の一部、七十八番一、七十八番四、七十八番五、七十九番一の一部、七十九番五、七十九番六の一部、九十七番一の一部、九十七番三の一部、九十七番四の一部、九十八番一の一部、九十八番二の一部、九十九番一の一部（第一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
女川町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎二十一番一の一部、二十一番五の一部、二十一番六の一部、百二番一の一部、百三番一の一部、二十一番六地先の水の一部（第三工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
女川町